イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　次に掲げる金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる金額のいずれも有する場合には、その定める金額の合計額）

(1)　第三十九条の四十六第六項第一号に定める金額　法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（(2)において「調整前連結税額超過構成額」という。）に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の五第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(2)　第三十九条の四十六第六項第二号に定める金額　調整前連結税額超過構成額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度超過額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の五第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度超過額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

第三十九条の四十八第六項第八号の二中「第六十八条の十五の七第一項第十一号の二」を「第六十八条の十五の七第一項第十二号」に改め、同号を同項第九号とし、同条第七項中「第三号ロ(3)」を「第三号ロ(2)」に、「第九号ロ(2)又は第十一号ロ」を「第十号ロ(2)、第十一号ロ(2)又は第十三号ロ」に、「第六十八条の十一第六項」を「第六十八条の十一第四項」に、「若しくは第六十八条の十五の四第四項」を「、第六十八条の十五の四第四項若しくは第六十八条の十五の五第四項」に改める。

第三十九条の四十九第一項中「三百万円」を「六百万円」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項各号中「第二十八条第五項」を「第二十八条第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第六十八条の十六第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産　法第四十三条第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産につき第二十八条第六項に規定する財務大臣が定める期間

第三十九条の四十九第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第六十八条の十六第一項の表の第三号の中欄に規定する政令で定めるものは、第二十八条第五項の規定により財務大臣が指定するものとする。

第三十九条の五十の次に次の一条を加える。

（被災代替資産等の特別償却）

第三十九条の五十の二　法第六十八条の十八第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）　当該連結親法人又はその連結子法人が有する建物で法第六十八条の十八第一項に規定する特定非常災害（次号及び第三号において「特定非常災害」という。）に基因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）

二　構築物　当該連結親法人又はその連結子法人が有する構築物で特定非常災害に基因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災構築物」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）

三　機械及び装置　当該連結親法人又はその連結子法人が有する機械及び装置で特定非常災害に基因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災機械装置」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置（当該被災機械装置に比して著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

第三十九条の五十二中「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十九条の六十三の見出しを「（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「新築した賃貸住宅」を「製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「機械等」という。）」に、「当該賃貸住宅」を「当該機械等」に、「法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（次項において「連結確定申告書」という。）」を「連結確定申告書等」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「新築した賃貸住宅」を「製作し、若しくは建設した機械等」に、「当該賃貸住宅」を「当該機械等」に、「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第二十九条の四第二項」を「確定申告書等に第二十九条の四第一項」に、「連結確定申告書」を「連結確定申告書等」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十九条の六十四第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「第二十九条の五第六項」を「第二十九条の五第四項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十九条の六十九第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四又は第六十八条の三十五の規定

第三十九条の六十九第三項第九号を同項第八号とし、同項第十号及び第十一号を削り、同項第十二号を同項第九号とし、同項第十三号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十四　平成二十九年改正法附則第六十七条第七項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十七条の二の規定

第三十九条の六十九第四項中「第八号」を「第七号」に、「前項第九号から第十六号まで」を「前項第八号から第十四号まで」に改める。

第三十九条の七十第一項及び第二項中「第八号」を「第七号」に、「前条第三項第九号から第十六号まで」を「前条第三項第八号から第十四号まで」に改める。